

飯田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の原案について

健康福祉部長寿支援課

1 計画の概要

介護保険制度は平成12年（2000年）に設立され、市町村が保険者となり、事業運営を行っている。

介護保険法では、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を策定することが定められており、また、老人福祉法では、市町村老人福祉計画を介護保険事業計画と一体のものとし、策定することが定められている。また同時に、都道府県は介護保険事業支援計画を策定することとされている。

本年度は第8期計画期間（令和3年度から令和5年度まで）の最終年度であるとともに、第9期計画の策定年度であり、以下のとおり策定を行う。

2 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）まで ＜3か年計画＞

3 計画概要及び原案について

資料No. 3 - 2 「高齢者福祉計画・（第9期）介護保険事業計画の概要」

資料No. 3 - 3 「高齢者福祉計画・（第9期）介護保険事業計画（原案）」

資料No. 3 - 4 「高齢者福祉計画・（第9期）介護保険事業計画における施設整備方針検討経過等について」

4 今後のスケジュール

令和5年12月21日～令和6年1月19日

パブリックコメント実施

（※施設整備方針を掲載。サービス量及び保険料は未掲載。）

令和6年1月30日 飯田市社会福祉審議会高齢者福祉分科会にて計画案を審議

（※サービス量及び保険料該当部分を掲載）

2月7日 飯田市社会福祉審議会本部会にて計画案等説明

2月 飯田市社会福祉審議会本部会 答申

2月下旬 市議会全員協議会にて計画案説明

2月下旬 市議会へ介護保険条例改正案提出

3月 市議会社会文教委員会にて条例改選案説明、協議会にて計画案説明